

**公益社団法人日本精神保健福祉士
協会
大阪府支部
第10回 総会議案書 資料**

【日時】 2016年 6月 25日(土曜日)

総会 10:30~11:00

総会記念講演 13:30-15:30

テーマ「ソーシャルワークを科学することを考える～ある研究者の経験をとおして～」

講師 山中 京子先生

(大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類/人間社会学部社会福祉学科 教授)

【会場】 大阪社会福祉指導センター 研修室3

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54(社会福祉会館)

次 第

10 : 15 受 付

10 : 30 開 会

議長選出

定足数報告

会長挨拶

[議 案]

【第一号議案】 2015 年度活動報告

【第二号議案】 2016 年度活動計画（案）

議長解任

13:30 総会記念講演

テーマ「ソーシャルワークを科学することを考える

～ある研究者の経験をとおして～」

講 師 山中 京子先生

(大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類／

人間社会学部社会福祉学科 教授)

15:30 閉 会

2016 年度より代議員制度が施行されたことに伴い、昨年度より休会とさせていただいておりました支部総会を再開させていただきます。

【第一号議案】 2015 年度活動報告

1. 社団法人日本精神保健福祉士協会

2015 年度 近畿ブロック支部代表委員会への参加

参加者：平、金、米坂、小野

支部代表委員会は日本精神保健福祉士協会事業に係わる情報交換等により都道府県支部およびブロック内支部の連携や協力を目的として開催している。2013 年度で、日本精神保健福祉士協会の公益法人化が決定し、代議員制度がなくなった。それに代わるシステムとして近畿ブロック会議が開催されることとなり、次年度に引き続き支部長及び支部代表委員が参加した。

2015 年度 第 1 回近畿ブロック会議

日時 2015 年 8 月 9 日（日） 13：00～17：00

場所 大阪 ユーズツー会議室にて開催

協議事項

1. 精神保健福祉法の見直しに向けた本協会としての対応に関する件
2. 本協会への未入会精神保健福祉士に対する入会促進方策に関する件
3. 全国大家・学術集会の開催時期に関する件
4. 司法領域のソーシャルワークに係る特別委員会設置準備会の設置に関する件
5. 研修事業に関する件
6. その他

報告事項

1. 第 3 回定時総会における質疑応答に関する件
2. 障害者総合支援法の見直しに係る本協会の対応に関する件
3. 精神障害に係る障害年金の認定に関する要望活動などに関する件
4. 代議員選出等に係るスケジュール及び代議員への立候補者に関する件
5. 「組織強化に関するアンケート調査」に係る中間報告に関する件
6. 法人後見等を行う都道府県精神保健福祉士協会等への依頼事項に関する件
7. 生外支援体制整備委員会関係
8. その他

2015 年度 第 2 回近畿ブロック会議

日時 2016 年 2 月 21 日（日） 13：00～17：00

場所 大阪 ユーズツー会議室にて開催

協議事項

1. 新中期（5 か年）ビジョン（中期ビジョン 2020）の策定に関する件
2. 2016 年事業計画及び収支予算に関する件
3. その他

報告事項

1. 時期体制への移行スケジュールに関する件
2. 2016 年度からのブロック会議に関する件
3. 定款の変更に関する件
4. 終身会員制度及び会費の減免制度に関する件
5. 2017 年度からの全国大会・学術集会基本プログラム構成等の見直しに関する件
6. 災害支援体制整備委員会関係
7. 研修企画運営委員会関係
8. その他

2. 日本精神保健福祉士協会 支部長会議への参加

大阪府支部長 平 則男
代理参加 事務局長 竹原 紀夫

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 2015 年度都道府県支部長会議

日 時 2015 年 4 月 12 日（日曜日） 11：00～16：00

場 所

○報告事項

1. 2015 年度事業計画及び収支予算に関する件
2. 「組織強化に関するアンケート調査」の実施に関する件
3. 法人後見等を行う都道府県精神保健福祉士協会等への依頼事項に関する件
4. 東日本大震災復興支援活動助成金に関する件
5. 司法領域におけるソーシャルワークの動向に関する件

○協議事項

1. 代議員選出規程（原案）の修正及び今後のスケジュール等に関する件
2. 全国大会・学術集会の開催時期に関する件
3. 2016 年度以降の都道府県支部長会議のあり方に関する件

4. 災害支援体制における本協会と都道府県協会等との協定に関する件

○依頼事項

1. 都道府県支部総会における報告事項等に関する件

○その他

「保護観察官による更生保護出張講座」の実施について
法務省保護局更生保護振興課担当者からの説明

○大阪府支部からの報告

2017年度は、全国大会・学術集会を大阪大会として開催できるように準備を進める。

3. 総会代議員制にかかる代議員選出について

日本協会では、2016年4月1日からの総会における代議員制にむけて、2015年度内に構成員の選挙により都道府県毎に代議員を選出するため、定款第14条及び代議員選出規程(規程第47号)に基づき、代議員選挙に係る立候補にから平成26年1月代議員の選出(2015年11月2日付け公示)を行った。日本協会の定款(第19条)においては、「総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって行う」こととしている。

大阪府支部では、代議員制の趣旨から鑑みて検討を重ね、支部として推薦する候補者を擁立した。構成員数から大阪支部に確定している代議員の定数は3名であったが、同数の3名に関して、支部長の推薦と支部長以外の構成員1名以上の推薦を経て立候補を行った。日本協会の立候補届けの審査を経て、代議員選出規定第2条第5項の規定により確定した代議員選出は、小野 史絵、伊藤 大士、金 文美の3名である。

【第2号議案】2016年度 活動計画

1. 日本精神保健福祉士協会との組織的協力・連動・連携のための検討と整備

今年度、一般社団法人として大阪精神保健福祉士協会は、法人化のスタートを切った。法人化後の組織体制と組織基盤を整える中で、大阪府支部（以下当支部）においても、日本精神保健福祉士協会と更なる組織的協力・連動・連携を行えるよう整備を行うと同時に、当支部の在り方についても積極的に協議を行う。

2. 総会代議員制にともなう大阪府支部構成員の意見集約

当支部では代議員による支部構成員の意見の集約として、以下の方法を計画する。

- 1) 日本協会で公開されている議案に基づくパブリックコメントの募集に関して、一般社団法人大阪精神保健福祉士協会のWEBサイトとのリンク等を活用する。
- 2) 1項と並行し、当支部役員においても、検討・議論を継続し、代議員が意見集約を行う。尚、当支部役員は一般社団法人大阪精神保健福祉士協会の理事を兼任しているため、この議事に関する検討は、同理事会・常任理事会にて行う。
- 3) 上記2点の意見集約に関する構成員の周知を行う。
- 4) 新たな取り組みであるため、構成員の意見集約や検討・議論の枠組みについて継続的な検討の課題とする。

3. 大阪府支部のさらなる組織化・組織運営に向けて

大阪府内における精神保健福祉士の6割が日本協会に加入し、構成員として組織することを目標に、日本協会及び一般社団法人大阪精神保健福祉士協会と連携し、新入会員の獲得や退会者の減少をめざす。同時に、構成員にとって意義と魅力のある組織運営をめざす。

- 1) 当支部役員は、全国支部長会議、近畿ブロック会議へ参加し、日本精神保健福祉士協会の事業方針及び検討課題について協議を行う。
- 2) 1)での協議や、代議員制度の円滑な運用を通して、当支部の役割を明確にし、情報共有・意見集約を行う。
- 3) 日本協会と当支部、一般社団法人大阪精神保健福祉士協会との共存の推進をはかり、事業の連携についても検討を継続する。
- 4) 「災害支援ガイドライン」に基づき、日本協会と当支部、ブロック内、都道府県

支部間等、全国組織として災害支援体制を整備する。

以上 3 項目を踏まえ、定款第 3 条に掲げる「精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする」を達成するため、定款第 4 条に基づく各種事業に取り組むこととする。

4. 大阪府支部規約の改正

当支部は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会大阪府支部規約に基づき、役員を選出し、運営を行う。日本協会の公益法人化、大阪精神保健福祉士協会の一般社団法人化に伴い、巻末における通り、規約を改正する。変更点は下線の通りであり、本規約は、日本協会の都道府県支部規約準則に基づいている。

2016年度役員選出（案） 会員確認

支 部 長	平 則男
副 支 部 長	金 文美
副 支 部 長	萩原 敦子
事 務 局 長	小野 史絵
監 事	魚崎 洋子
監 事	島田 泰輔
運 営 委 員	(順不同)
	平 則男
	萩原 敦子
	松山 剛
	柏木 一恵
	小野 史絵
	菅野 治子
	富澤 宏輔
	上田 幸輝
	米坂 直美
	金 文美
	渡辺 孝弘
	上田 尋子
	村上 貴栄
	村岡 祐里子
	伊藤 大士
	和泉 亮
	宮本 如奈
代議員	金 文美
	伊藤 大士
	小野 史絵

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

定 款 (抜粋)

2013年4月1日施行
2014年6月20日変更

第1章 総 則

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
 - (2) 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
 - (3) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関すること。
 - (4) 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関すること。
 - (5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関すること。
 - (6) 災害時における精神保健福祉の援助を必要とする人々の支援に関すること。
 - (7) 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関すること。
 - (8) その他目的達成のために必要なこと。
- 2 前項の事業は、日本全国及び国外において行うものとする。

第8章 支部組織

(支部組織)

第44条 本協会は、総会の決議を経て、都道府県を単位として、支部を置くことができる。

2 支部は、当該都道府県の区域内において、本協会の事業計画に基づいて、第4条各号に定める事業を行う。

3 支部の運営に関しては、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

支部設置規則

2013年4月1日制定

施行規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）定款第39条第1項の規定に基づき、本協会支部の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(支部の設置地)

第2条 本協会は、次の都道府県に支部を設置する。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(改 廃)

第3条 この規則の改廃は、総会の決議を経なければならない。

(委 任)

第4条 この規則に定めるもののほか、本協会支部に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

都道府県支部運営規程

2013年9月7日制定
規程第13号

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）支部設置規則（以下「規則」という。）に基づき、都道府県支部の運営に関する事項について定めることを目的とする。

(支部規約)

第2条 支部は、別紙「公益社団法人日本精神保健福祉士協会都道府県支部規約準則」を標準として、支部規約を定める。

(会 員)

第3条 支部は、次のいずれかに該当する者であり、本協会の構成員をもって会員とする。

- (1) 支部の所在する都道府県内に勤務先を有する者。
- (2) 支部の所在する都道府県内に住所を有する者。

(役 員)

第4条 支部には、支部長及びその他役員を置く。

(協 力)

第5条 支部は、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1) 本協会の文書、刊行物の配布に関する事項
- (2) 本協会の総会及び理事会の決定事項の周知等に関する事項
- (3) 本協会の正会員加入に関する事項
- (4) 本協会の会費納入に関する事項
- (5) 本協会の全国大会に関する事項
- (6) 本協会の学会に関する事項
- (7) その他本協会の事業計画に基づき支部に協力を依頼した事項

2 前項に要する経費について必要な事項は、別に定める。

(届 出)

第6条 支部は、次の各号に掲げる事項について、本協会会長に届け出る。

- (1) 支部規約の制定又は変更
- (2) 支部事務所を変更した場合、その所在地、電話番号等
- (3) 支部役員を選任又は解任等した場合、その名簿及び選任、解任等の理由等
- (4) 支部役員が、本協定会款第10条の処分に該当すると支部が認めたものに関する事項

項

(支部の設立、解散)

第7条 支部を設立する時は、次の各号に掲げる文書を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 設立申請書
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) その他本協会が提出を求めたもの

2 支部を解散した時は、次の各号に掲げる文書を本協会に提出し、理事会に報告しなければならない。

- (1) 解散報告書
- (2) 解散を議決した会議録

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、支部の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2013年9月7日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、支部の運営に関して、2013年度第1回通常理事会（2013年4月21日開催）決議による社団法人日本精神保健福祉士協会都道府県支部運営規程（2005年3月12日制定）の適用は終了する。

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

大阪府支部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会大阪府支部（以下「支部」という。）と称する。

2 本支部の英語による表記は「Japanese Association of Psychiatric Social Workers - Osaka Branch」とする。

(事務所)

第2条 本支部は、一般社団法人大阪精神保健福祉士協会事務局内／〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2Fに拠点を置く。

(協 力)

第3条 本支部は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本部」という。）の支部組織として、本部が定める支部設置規則及び都道府県支部運営規程に則り、大阪府内において、本部の事業及び組織運営に関して、次の各号に掲げる事項について協力する。

(1) 代議員の選出に関する事項

- (2) 本部の文書、刊行物の配布に関する事項
- (3) 本部の総会及び理事会の決定事項の周知等に関する事項
- (4) 本部の正会員加入に関する事項
- (5) 本部の会費納入に関する事項
- (6) 本部の全国大会に関する事項
- (7) 本部の学会に関する事項
- (8) その他本部の事業計画に基づき協力を依頼された事項

第2章 会 員

(種 別)

第4条 本支部の会員（以下「会員」という。）は、本部構成員であって、大阪府内に勤

務先を有する者とする。ただし、勤務先を有しない者においては、大阪府内に住所を有する者とする。

(入 会)

第5条 会員は、本部への入会をもって本支部への入会とする。

(入会金及び会費)

第6条 支部は、入会金及び会費を徴収しない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、定款第8条により、本部構成員の資格を喪失したときは、その資格を喪失する。

(退 会)

第8条 会員は、定款第9条により本部から退会したときは、本支部も退会となる。

(除 名)

第9条 会員は、定款第10条により本部から除名されたときは、本支部も除名となる。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 支部に次の役員をおく。

(1) 運営委員 5人以上 30人以内

(2) 監事 2人

2 運営委員のうち、1人を支部長、1人以上を副支部長、1人を事務局長とする。

(選 任)

第11条 運営委員及び監事は、会員の合議により、会員の中から選出する。ただし、運営委員のうち2人以内は、会員の合議を経て、会員以外の学識経験者等から選任することができる。

2 支部長は運営委員会において運営委員の中から互選し、副支部長及び事務局長は支部長が運営委員の中から指名する。

(役員の仕事)

第12条 支部長は、本支部を代表し、会務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員は、本支部の業務を審議執行する。
- 4 事務局長は、本支部の事務を総括する。
- 5 監事は、本部への会計報告内容を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期前各項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまでの間、その職にとどまらなければならない。
- 4 役員は、任期中であっても本規約に規定する事項に抵触するときは、その手続きにより解任することができる。

第4章 会 議

(会 議)

第14条 本支部の会議は、総会（定時総会、臨時総会）及び運営委員会の2種とする。

2 会議は、会員をもって構成する。

3 会議は、支部長が招集する。

4 会議の議長は、その会議において、出席会員の中から選出する。

5 会議の決議は、出席した会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。なお、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任した会員は出席したものとみなす。

(総 会)

第15条 定時総会は、毎年1回開催し、次に掲げる事項を決議する。なお、運営委員会が必要と認め招集の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

- (1) 役員を選出
- (2) 規約の変更
- (3) その他本部の事業計画及び組織運営に関わる重要事項

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、必要に応じて開催し、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項

- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない事項

第5章 補 則

(解 散)

第17条 本支部の解散は、運営委員会の発議により、総会において会員の4分の3以上の決議を経なければならない。

2 本支部は、解散の決議後、本部理事会にその旨を文書により報告しなければならない。

(規約の変更)

第18条 本規約の変更は、運営委員会の発議により、総会において出席会員（委任状を含む）の2分の1以上の決議を経て、本部に報告しなければならない。

(委 任)

第19条 本規約に定めるもののほか、本支部の運営に関して必要な事項は、本部との調整の下、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規約は、2006年5月27日より施行する。

2 この規約は、2016年6月25日より施行する。

3 この規約の施行に伴い、本支部の運営に関して、社団法人日本精神保健福祉士協会大阪府支部運営規約の適用は終了する。